

令和4年11月25日

第29回村上市農業委員会会議録

第29回村上市農業委員会定例会を令和4年11月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	11番	斎藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

10番	稲葉浩之	14番	石山章
-----	------	-----	-----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	八藤後茂樹
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局主任	伊藤歩

それでは、ただいまより第29回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に本日の欠席委員をご報告いたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号10番、稲葉浩之委員、議席番号14番、石山章委員から欠席のご連絡をいただいております。よって、出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地転用に係る現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、番号5番、中村淳委員、番号8番、中山栄委員にも出席いただいておりますので、併せてご報告いたします。

それでは初めに、板垣職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 挨拶（略）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条及び第16条の規定に基づき、板垣職務代理よりお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは最初に、番号3の議事録署名委員の選出についてお諮りをいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしということですので、第29回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には議席番号4番、本間委員、議席番号5番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 続きまして、報告事項に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地につきましては6筆、6,273平米となっております。内訳といたしましては、田んぼ4筆、5,254平米、畑2筆、1,019平米となっております。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置の説明をさせていただきます。次のページ、2 ページ御覧いただきたいと思います。こちらの図面の北が左になっておりますし、6,000分の1として縮尺も今回変わっておりますので、ご了承いただきたいと思います。図面右上から左方向に通っているのが国道7号、それと平行に流れているのが勝木川となります。図面左下に中津原集落がございます、中津原集落の脇に太線で囲まれている2筆が畑の申請地となっております。また、図面右上、国道7号沿いに太線で囲まれておる4筆が田んぼの田の申請地となっております。

報告は以上でございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ただいまの報告につきましてご質問等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 特になければ報告は以上といたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局に説明をお願いいたします。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、3ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が2件、売買の案件が1件で、合わせて3件でございます。

それでは、番号1番からご説明いたします。譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田5筆、畑5筆、地積合わせまして5,316平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら、お二人は親子でございます。令和3年に今回の譲渡人の\_\_\_\_さんが相続を受けたものでございます。そして、相続を受けるときにご兄弟で話し合わせ、孫に当たります\_\_\_\_さんへ相続したかったそうなんですけれども、司法書士に相談したところ、相続権がないため、その時点では相続ができなかったということでもあります。ですので、一旦\_\_\_\_さんが相続をし、このたび\_\_\_\_さんのほうへ贈与を行いたいというものでございます。

続きまして、4ページ御覧ください。番号2番です。譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田1筆、地積1,712平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。譲渡人の\_\_\_\_さんが令和元年に相続を受けましたが、市外にお住まいで、耕作をしていただいていた\_\_\_\_さんのほうへ贈与を行いたいというものでございます。

続きまして、売買の案件でございます。5ページ、番号3番を御覧ください。譲渡人、\_\_\_\_さん、譲受人、\_\_\_\_さん、地目、畑2筆、地積293平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円。このたび譲渡人である\_\_\_\_さん、市外のほうへこれから住むらしく、財産の処分を考えて売買を行っておるものでございます。

めくっていただきまして、場所の説明をいたします。6ページでございます。ページ中央を国道345号が南北に走っておりまして、左側が岩船方面、右側が新飯田及び小口川集落でございます。お住まいの\_\_\_\_集落宅地周辺に6筆太く囲ってございます。それと、国道沿い、岩船側に細く3筆固まっている場所と、ページ中央、下側に1筆太く囲ってございます。こちらが議案第1号、番号1番の位置図でございます。

続きまして、右側の7ページでございます。ページ左側に見えますのが朝日地区の岩沢集落でございます。ページ上部に朝日小近くの総合体育館、球場、そして朝日保健センターでございます。朝日保健センターのすぐ南側に1筆太く囲った場所がございます。こちら、議案第1号、番号2番の位置図でございます。

ページめくっていただきまして、8ページでございます。ページ中央を南北に国道7号とJR羽越本線が走っており、右側が平林集落、左側が宿田方面でございます。国道7号とJR羽越本線の

左側の平林地内になります。太く囲った2筆ございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図となります。

以上で場所の説明を終わります。説明した3件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、ただいまの議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方、お願いいたします。ありませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、議案第1号につき許可することに決定したいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしの声が聞こえます。許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、9ページ御覧いただきたいと思います。議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、当初計画者、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、399平米、移転内容といたしましては転用期間の変更でございます。変更目的及び内容につきましては、申請地は令和3年5月26日付村農委第\_\_\_\_号により農地法5条の許可を得ましたが、砂利の販売計画が当初より遅くなったため、転用期間の変更をするものです。転用期間は、変更前が令和3年6月1日から令和4年11月30、変更後は令和3年6月1日から令和6年5月31ということで、1年半延ばす計画となっております。

続きまして、位置について説明させていただきます。次のページ、10ページ御覧いただきたいと思います。図面中央に石住集落がございます。図面右側、中段から左下に通っているのが県道鶴岡村上線、県道左下方向へ進むと朝日三面インターチェンジがございます。図面左上に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） この件につきましては、あらかじめ現地調査の依頼をいたしておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。

4番、本間委員。

○4番（本間裕一君） 4番、本間です。議案第2号、番号1について現地確認を行いましたので、報告いたします。

この申請については、既に昨年現地確認しており、許可済みの案件であることから、地区担当で

ある私一人で確認することとして、去る11月11日、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さん立会いの下、確認してまいりました。

申請地は、林野に囲まれ、雑木が生い茂っているようなところでしたが、既に立木が伐採されて、一部掘削もされておりました。議案書にもあるとおり、砂利販売が計画より遅れているということで、作業がストップしている状況でした。このたび1年半の期間延長により計画どおりに販売できる見込みであるそうです。現地は全て申請人である\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さんの所有地であり、直接隣接する農地もなく、周辺農地への影響はないと思われまます。その旨、現地確認後、地区代表の\_\_\_\_さんに報告いたしまして、許可すべきとの判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 特にないようでありますので、議案第2号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、議案第2号を許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局次長（中村宣信君） 11ページ御覧いただきたいと思ひます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人、今回この4名書かれております。兄弟4人となっております、登記簿上持分4分の1ずつとなっております。お一人目が\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_となっております。譲受人が\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、地積131平米、転用目的、駐車場敷地、契約は売買、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円となっております。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は自宅から近い場所に駐車場を求めていたところ、利便性等から申請地を最適と考え転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。駐車場、砂利敷きで3台分となっております。

続きまして、下段、番号2でございます。今度番号2と3が同じ場所となっております。番号2、貸人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、借人が\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地につきましては2筆、952平米、転用目的は材木置場敷地、契約は賃貸借、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円となっております。農地区分としましては、農振農用地にある農地。備考としましては、一時転用で、利用期間が許可日から令和5年4月30の約1年5か月となっております。こちら

のほうのこの2番に関しましては、去年の11月にも同じ案件、同じ内容で申請がされ、許可を受けている場所でございます。

続きまして、12ページ御覧いただきたいと思います。番号3、貸人が\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、借人は2番と同じとなっております。土地につきましては2筆、839平米、転用目的以降は2番と同じでございますので、省略させていただきますが、対価のほうで10アール当たりが若干違ってまいります。\_\_\_\_\_円となります。

続きまして、下段、番号4でございます。番号4、5が同一箇所となっております。貸人が\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、借人が\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地につきましては3筆、11,739平米のうち1,849平米となっております。転用目的は資材運搬用ヘリポート、契約は賃貸借、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用で、利用期間は許可日から令和5年11月30となっております。

続きまして、13ページ御覧いただきたいと思います。番号5、貸人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、相続人代表、\_\_\_\_\_、借人は4番と一緒にございます。土地につきましては1筆、2,746平米のうち868平米となっております。転用目的以降は4番と同じでございますので、省略させていただきますが、対価が\_\_\_\_\_となっております、10アール当たり\_\_\_\_\_円となっております。

続きまして、位置について説明させていただきます。14ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面右側を縦方向に通っているのがJR羽越本線でございます。その羽越本線の左側、図面中段にあるのが瀬波小学校でございます。その小学校の左側、縦方向に通っているのが国道345号、図面ちょうど中央、中段に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、お隣、15ページ御覧いただきたいと思います。番号2、3の案件でございます。図面左上から右下方向に通っているのが県道小揚猿沢線、その右上に平行して流れているのが長津川でございます。大場沢の熊登の先の位置になりまして、図面中央よりやや下段のところに太線で囲まれている4筆が今回の申請箇所となっております。

続きまして、16ページ御覧いただきたいと思います。番号4、5の案件でございます。こちらのほう、縮尺6,000分の1とさせていただきます。図面左側に小俣集落がございます。集落を通り右側へ通っているのが県道山北関川線となっており、図面右側、県道沿いに太線で囲まれているところが申請箇所でございます。点線が土地の区域になっておりますし、その中にヘリポートとして使う部分が実線で描かせていただいております。

説明は以上でございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ただいま事務局の説明のありました案件につきましても、それぞれ現地調査の依頼をしておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。

最初に、番号1番の案件につきお願いいたします。

推進委員5番、中村委員。

- 推進委員5番（中村 淳君） 推進委員5番、中村です。よろしくお願いいたします。議題第3号、番号1の案件について現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

日付は、11月11日午前9時に瀬波地域コミュニティセンターにて集合し、参加委員は農業委員4名、推進委員3名、事務局からは中村次長が出席していただきました。そして、コミュニティセンター駐車場にて、まず事務局からの説明を受けて、その後現地へ向かいました。現地では、申請者の\_\_さん、また\_\_\_\_の\_\_さん立会いの下、現地確認を行いました。申請者は、自宅から近い場所に駐車場を求めているところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域に位置し、住宅が建ち並ぶ市街地の傾向が著しい地域にある農地です。そのことも踏まえ、地区委員全員では許可すべきとの結論になりましたが、本会議でご審議よろしく申し上げます。

- 会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

続きまして、番号2番、3番について報告をお願いいたします。

推進委員8番、中山委員。

- 推進委員8番（中山 栄君） 最適化推進委員8番、中山です。朝日地域では、11月14日月曜日に午前9時から朝日支所において農地法第5条申請の件で会議を開催していますので、報告いたします。

当日は農業委員5人、最適化推進委員5人、事務局から中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。このたびの申請は、先ほども話がありましたが、昨年度11月に一時転用許可を取ったものと同じ場所にあり、その際に現地調査を実施しておりましたので、書類による確認といたしました。

申請者は、昨年と同様に冬期間にエダテの山林から伐採した木を一時的に仮置きするため、一時転用するものであり、農地を傷めないように積雪が確認されてから作業を行う計画であります。昨年同様、作業中並びに作業後において当該当地を含む周辺の耕作者からの苦情もありませんでした。今回は民地2筆を追加されるものの、問題はないと考えています。また、ほ場整備事業の区域でもあります。既に調整を行っております。事業への影響もないことを確認しております。したがって、当地域ではこのたびの転用申請を許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほうをよろしく申し上げます。

- 会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

続きまして、番号4番、5番について調査の報告をお願いいたします。

6番、菅原委員。

- 6番（菅原隆雄君） 6番、菅原です。議案3号、番号4、5番について農地転用現地調査に行っ

てきたので、報告します。

11月9日午前9時より山北支所会議室において農業委員3名、推進委員1名、事務局より小田副参事、山北支所より村山副参事、6名で行いました。

初めに、事務局より説明してもらい、現地に行きました。現地では\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さんと\_\_\_\_さんが待っていました。\_\_\_\_さんより説明を受けました。送電線張替工事に伴うヘリポート用地ということで、現地はシートを敷いて、その上に鉄板を敷いて、県道沿いには人が入らないように柵、ロープを張るそうです。現地は田んぼとなっていますが、周りも水がなくて田んぼを作っていない、隣地の同意も取っていますので、職員と協議した結果、一時転用ですので許可相当と判断しました。皆様の審議よろしくお願ひします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

これで議案番号1番から5番について全て報告が終わりました。

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方、お願ひいたします。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） ちょっと私、聞き違いかちょっと分かりませんが、番号4と5の利用となる単価が\_\_\_\_何がしと\_\_\_\_\_円と言われましたけども、図面見ますとこれで変わらないんですけど、これ何か理由あるんですか。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 事務局、分かりますか。

○事務局次長（中村宣信君） 10アール当たり単価の違いについてですか。ちょっとそこまでは\_\_\_\_に確認はしておりませんでしたけれど、\_\_\_\_から土地の費用として\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_さんのほうに関しては幾らですかと聞いたら、\_\_\_\_ですということと、もう片方の\_\_\_\_さんのほうについては\_\_\_\_をお支払いするというお話聞いて、それを単純に面積で割り戻しただけでございます。

○1番（阿部正一君） それなぜ違うのかなということを聞いたんですよ。

○事務局次長（中村宣信君） 申し訳ございません。

○1番（阿部正一君） 理由あるのかなと思って。

○事務局次長（中村宣信君） いや、そこまでは確認しておりませんでした。

○1番（阿部正一君） 場所見ると全然変わらないんだが、曲がっているところは端とか。なぜこの地番見ると全然変わっていないとこなのに、\_\_\_\_何がしも違うのはどういうわけかなと思ひまして、聞いただけですけど。

○事務局次長（中村宣信君） 申し訳ございません。そこまでは確認しておりませんでした。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 阿部委員、今ほどはもう確認はしておりませんが、報告どおり記載したということでありましたので、よろしいでしょうか。

○1番（阿部正一君） はい。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかに何かございませんか。



(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 特にないようでありますので、議案第3号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 異議なしの声が多数であります。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局副参事(小田雄介君) それでは、17ページ御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

初めに、ご報告ございます。22ページ御覧ください。22ページの番号21番から23番の3件につきまして、先日申請者のほうから取り下げるとのご連絡いただきました。番号21番から23番の3案件につきまして削除をお願いいたします。こちらは、今後機構貸付けの案件として再提出される予定でございます。

それでは、今月はただいまの3案件を削除していただきまして、賃貸借の設定が21件でございます。

それでは、番号1番でございます。貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、地目、田1筆、面積2,759平米、期間10年、賃借料10アール当たりコシヒカリ玄米\_\_キロ、改良区費は借人負担、新規の設定となります。

以降、22ページの番号24番までの先ほど削除していただいた3案件引きまして、21案件が賃貸借権設定の案件でございます。以上で全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○会長職務代理者(板垣栄一君) では、冒頭事務局から説明がありました21番、22、23番、これは取下げとなったようでありますので、それを除いた議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 特段ないようでありますので、議案第4号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) では、異議なしの声が多数でありますので、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定をいたしました。

それでは、若干時間早いようであります、協議、連絡事項等に入る前に若干の休憩を取りたい

と思います。

休憩 午後 2 時05分～午後 2 時15分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 4 年11月25日

村上市農業委員会

職務代理者

同議事録署名委員

委 員

委 員